

Newsletter

October 2011

WTO 紛争解決関係等 2011 年 9 月のニュース 日・台湾投資取決め調印等

2011 年 9 月 30 日

中国 - 電子支払サービスに関する措置 (DS413) に 対し先決的判断 (preliminary ruling) 発出

2011 年 9 月 30 日 (ジュネーブ時間)、中国 - 電子支払サービスに関する措置 (米国) (DS413) について、パネルは先決的判断を発出しました。

本件において、中国は、米国のパネル設置要請書が、問題点を明確に提示するのに十分な法的根拠の要約を提供していないため、紛争解決了解 (DSU) 第 6.2 条¹に違反すると主張していましたが、パネルは当該主張には根拠がないとしてこれを退け、手続きを続行することを決定しました。

パネルは、米国のパネル設置要請書について、(i) 問題となっている措置・サービスと特定のサブ・セクターの中国の義務とを結びつける説明をさらに要する、もしくは、(ii) サービス提供のどのモードが問題となっているかを明示し、問題となっている措置が当該モードにおける中国の義務とどのように非整合であるのかを示す必要があるという中国の主張に同意しませんでした。

2011 年 9 月 28 日

EU、フィリピン - 蒸留酒に対する課税措置 (米国、 EU) (DS396, DS403) パネル報告書に対して反上訴

2011 年 9 月 30 日 (ジュネーブ時間)、フィリピン - 蒸留酒に対する課税措置 (米国、EU) (DS396, DS403) のパネル報告書に対して、EU が反上訴しま

¹ DSU 第 6.2 条：「小委員会の設置の要請は、書面によって行われる。この要請には、協議が行われたという事実の有無及び問題となっている特定の措置を明示するとともに、申立ての法的根拠についての簡潔な要約 (問題を明確に提示するために十分なものを) を付する。申立国が標準的な附託事項以外の附託事項を有する小委員会の設置を要請する場合には、書面による要請には、特別な附託事項に関する案文を含める。」

(The request for the establishment of a panel shall be made in writing. It shall indicate whether consultations were held, identify the specific measures at issue and provide a brief summary of the legal basis of the complaint sufficient to present the problem clearly. In case the applicant requests the establishment of a panel with other than standard terms of reference, the written request shall include the proposed text of special terms of reference.)

した。本件については、同年同月 23 日にフィリピンが上訴しています（下記参照）。

本件は、2009 年 7 月 29 日、フィリピンが蒸留酒に対して 1997 年から賦課している消費税について、国産酒と比較して高い税率を適用することにより、1994 年ガット第 3 条 2 に違反する差別を行うものであるとして、EU がフィリピンに対して協議要請を行った事案です。同年 8 月 10 日、米国が協議への参加要請を行いました。

2010 年 1 月 19 日、EU 申立のケースについてパネルが設置され、それに続き同年 4 月 20 日に米国申立のケースについてパネルが設置されましたが、両パネルは一つのパネルに統合されました。オーストラリア、中国、EU、インド、メキシコ、タイ、台湾及び米国が第三国として参加しました。

パネル報告書²の概要については、Newsletter 2011 年 9 月号³にて紹介しておりますので、ご参照ください。

2011 年 9 月 27 日

韓国、米国に対する表明処理鋼板に関する反ダンピング措置であるゼロイングについてパネル設置要請（DS420）を取り下げる

2011 年 9 月 27 日（ジュネーブ時間）、韓国は米国の韓国産表面処理鋼板に関する反ダンピング措置であるゼロイングについて WTO 協定違反を主張して行っていたパネル設置要請（DS420）を取り下げ、二国間の協議を継続することを発表しました。米国は当該発表を歓迎しました。

本件は、2011 年 1 月 31 日に韓国が米国に対して協議要請を行い、その後韓国は、同年 9 月 27 日の紛争解決機関（DSB）会合においてパネル設置要請を議題に載せることを要請していました。

2011 年 9 月 23 日

フィリピンー蒸留酒に対する課税措置（米国、EU）（DS396, DS403）パネル報告書に対してフィリピンが上訴

2011 年 9 月 23 日（ジュネーブ時間）、フィリピンー蒸留酒に対する課税措置（米国、EU）（DS396, DS403）のパネル報告書に対して、フィリピンが上訴しました。本件については、同年同月 28 日に EU が反上訴しています（上記参照）。

² パネル報告書は、以下のリンクでご覧になることができます。

http://wto.org/english/tratop_e/dispu_e/396_403r_e.pdf

³ Newsletter 2011 年 9 月号は以下のリンクでご覧になることができます。

http://www.taalo-bakernet.com/j/newsletters/pdf/2011/Newsletter_201109_Tokyo_ITC.pdf

2011年9月22日

日・台湾で「日台民間投資取決め」締結

2011年9月22日、日本と台湾の交流窓口機関は、台北市内のホテルで投資協定に調印しました。日台間には外交関係がないため、日本側の交流協会と台湾側の亜東関係協会が「日台民間投資取決め」を締結しました。日本はこれまで中国を含む15の国及び地域との間で投資協定を結んでおり、台湾との協定は16番目にあたります。

本件投資協定は、日台間の投資で、「内国民待遇」や「最恵国待遇」に相当する無差別待遇を明文化することで投資環境を向上させ、日台間の投資をさらに活性化することが期待されます。さらに、中国と台湾は、自由貿易圏の確立を目指す経済協力枠組み協定（ECFA）を締結済みであることから、日本企業が台湾を起点にしてECFAを活用することにより、中国市場の開拓を行うことも考えられます。

2011年9月20日

米国、中国に対し米国産プロイラー製品に対する 反ダンピング税及び相殺関税について協議要請 (DS427)

2011年9月20日（ジュネーブ時間）、米国は、中国が米国産プロイラー製品に対して賦課している反ダンピング税及び相殺関税がアンチ・ダンピング協定⁴、補助金協定⁵及び1994年ガット⁶に違反しているとして、中国に対して協議要請を行いました。協議要請の日から60日以内に解決されなければ、米国はパネル設置要請を行うことができます。

4 アンチ・ダンピング協定第2.2条、第2.2.1.1条（以上、費用の計算方法）、第6.4条、第6.5.1条（以上、秘情報についての要約の提供）、第6.8条（知りえた事実）、第3.1条、第3.2条、第3.4条、第3.5条（以上、輸入による影響及び因果関係の認定の仕方）、第3.1条、第4.1条、第5.1条（以上、国内産業の定義と調査）、第6.9条（重要事実の開示）、第12.2条、第12.2.1条、第12.2.2条（以上、決定理由不十分）、第6.2条（利害関係人の防御の機会）、及び第1条（AD協定違反の結果）。

5 補助金協定第12.3条、第12.4.1条（以上、秘情報についての要約の提供）、第12.7条（知りえた事実）、第19.4条（補助金を超える相殺関税の賦課）、第15.1条、第15.2条、第15.4条、第15.5条（以上、輸入による影響及び因果関係の認定の仕方）、第11.1条、第15.1条、第16.1条（以上、国内産業の定義と調査）、第12.8条（重要事実の開示）、第22.3条、第22.4条、第22.5条（決定理由不十分）、及び第10条（補助金協定違反の結果）。

6 1994年ガット第6.3条（補助金を超える相殺関税の賦課）、及び第6条（AD協定及び補助金協定違反の結果）。

2011年9月15日

米国－メキシコ産マグロ及びマグロ製品に関する措置 (メキシコ) (DS381) のパネル報告書発出

2011年9月15日（ジュネーブ時間）、米国－メキシコ産マグロ及びマグロ製品に関する措置（メキシコ）（DS381）のパネル報告書が発出されました。

本件は、2008年10月24日にメキシコが米国に対して、マグロ製品に「イルカ保護」という米国商務省の公式ラベルを貼付するための条件としてマグロが生殖する場所や漁業の方法によって異なる証明文書を提出させることは、1994年ガット第1.1条、3.4条、貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）第2.1条、2.2条及び2.4条に違反するとして協議要請をした案件です。

2009年4月20日、パネルが設置され、アルゼンチン、オーストラリア、中国、エクアドル、EC、グアテマラ、日本、韓国、ニュージーランド、台湾、トルコ、ブラジル、カナダ、タイ、ベネズエラが第三国として参加しました。

パネル報告書⁷の概要は以下のとおりです。

「イルカ保護」ラベルの規制は、TBT協定における「強制規格」（technical regulation）に該当する。

米国の「イルカ保護」ラベル規制は、メキシコを差別的に扱うものではなく、TBT協定第2.1条に違反しない。

米国の「イルカ保護」ラベル規制は、イルカに悪影響を与えるような捕獲方法によるマグロについての誤認を防ぎ、イルカを保護するという目的に照らしても、貿易制限的であり、TBT協定第2.2条に違反する。

米国の「イルカ保護」ラベル規制は、国際的な基準に基づくことを要求するTBT協定第2.4条に違反しない。

パネルは訴訟経済を理由に、1994年ガット第1.1条、3.4条違反についての判断を行わなかった。

メキシコと米国の要請により、上訴の期限は2012年1月20日までに延長されました。

2011年9月5日

米国－中国産乗用車及び軽トラック用タイヤに関する 措置（中国）（DS399）の上級委報告書発出

2011年9月5日（ジュネーブ時間）、米国－中国産乗用車及び軽トラック用タイヤに関する措置（中国）（DS399）の上級委報告書が発出されました。

7 パネル報告書は以下のリンクでご覧になることができます。

http://wto.org/english/tratop_e/dispu_e/381r_e.pdf

本件は、2009年9月14日に中国が米国に対し、中国産乗用車及び軽トラック用タイヤの輸入に従価税を賦課したことに関して、1994年ガット第1.1条に違反し、同第19条では正当化されず、さらにセーフガード協定に違反するとして協議要請をした案件です。中国はまた、米国の措置は、中国加盟議定書パラ16において規定する対中国経過的セーフガードに関する協定の各条項にも適合しないと主張しました。

2010年1月19日、パネルが設置され、EU、日本、韓国、台湾、トルコ、ベトナムが第三国として参加しました。

2010年12月13日、パネル報告書が加盟国に回章されました。⁸

パネルは、中国産タイヤに対する2009年9月26日の経過的セーフガード措置について、中国加盟議定書パラ16、1994年ガット第1.1条及び2.1条の義務に違反しないと判断しました。パネルはまた、中国加盟議定書パラ16の因果関係基準を規定する米国の法律に関して、措置そのもの（as such）の違反はないと判断しました。

2011年5月24日、中国が上訴しました。⁹

上級委員会報告書¹⁰の概要は以下のとおりです。

中国産乗用車及び軽トラック用タイヤに対する米国のセーフガード措置は、中国加盟議定書パラ16に違反しないと判断するパネルの判断を支持。中国加盟議定書パラ16においてWTO加盟国は、中国からの輸入が「急激に増加し」（increasing rapidly）、国内産業に重大な損害を与える「重大な要因」（significant cause）になる場合には、セーフガード措置を採ることができる。上級委員会は、USITC（米国内債貿易委員会）は「急激に増加し」（increasing rapidly）という中国加盟議定書パラ16.4の基準を中国からの輸入が充たしていることについて適切に評価を行っていた、と認定したパネルの判断を支持した。

中国加盟議定書パラ16.4の因果関係について上級委員会は、「重大な要因」（significant cause）とは、急激な輸入の増加が国内産業に対して重大な損害をもたらす「重要な」（important）もしくは「顕著な」（notable）要因となっている場合には、当該要件を充たすとした。上級委員会は、調査当局が輸入について「重大な要因」（significant cause）になっているか否かを判断

⁸ パネル報告書については、Newsletter 2011年1月号にて紹介しておりますので、ご参照ください。

http://www.taalo-bakernet.com/j/newsletters/pdf/2011/Newsletter_201101_Tokyo_International_Trade_Commerce.pdf

⁹ 中国の上訴については、Newsletter 2011年6月号にて紹介しておりますので、ご参照ください。

http://www.taalo-bakernet.com/j/newsletters/pdf/2011/Newsletter_201106_Tokyo_ITC.pdf

¹⁰ 上級委員会報告書は以下のリンクでご覧になることができます。

http://wto.org/english/tratop_e/dispu_e/399abr_e.pdf

するにあたっては、他の知れたる要因の影響が対象となっている輸入に不適切に帰属せしめられることのないようにさえすれば足りるとした。

USITC の因果関係の分析に対するパネルの判断についても、上級委員会はこれを支持し、USITC は、米国タイヤ市場全体における競争条件の評価を誤っていないとした。中国からの輸入の増加と国内産業の損害の悪化が一致していることは中国からの輸入が損害の一因になっていることを裏付けるとしたパネルの判断を支持した。

さらに、上級委員会は、USITC が他の要因によって生じた損害を中国からの輸入に帰せしめているとした中国の主張を退けたパネルの判断を支持した。

最後に上級委員会は、USITC の因果関係の分析における客観的な分析懈怠による DSU 第 11 条違反はないとしたパネルの判断を支持した。

2011 年 9 月 2 日

米国ーベトナム産えびに対する反ダンピング措置 (ゼロイング) (ベトナム) (DS404) のパネル 報告書採択

2011 年 9 月 2 日 (ジュネーブ時間)、紛争解決機関 (DSB) 会合において、米国ーベトナム産えびに対する反ダンピング措置 (ゼロイング) (ベトナム) (DS404) のパネル報告書が採択されました。

本件は、2010 年 2 月 1 日にベトナムが米国に対し、その冷凍温水えびに対するアンチ・ダンピング措置の WTO 協定違法性を問題にして協議要請を行った事案です。行政見直し、新規事業者見直しに加えて、米国法、規制、ゼロイングを含む行政手続の協定整合性が問題になりました。

2011 年 7 月 11 日、パネル報告書が発出されました。¹¹ゼロイングの違法性は重ねて認定されましたが、その他のベトナムの主張については、認められたものも、認められなかったものもありました。

2011 年 9 月 2 日

米国ーインドネシア産クローブたばこの禁止措置 (インドネシア) (DS406) のパネル報告書発出

2011 年 9 月 2 日 (ジュネーブ時間)、米国ーインドネシア産クローブたばこの禁止措置 (インドネシア) (DS406) のパネル報告書が発出されました。

本件は、2010 年 4 月 7 日にインドネシアが米国に対して、インドネシア産クローブたばこの米国内における製造・販売禁止措置に関して、他の成分 (メントール) を有するたばこは許容しつつ、特定の成分 (クローブ) を有するたばこの米国内における製造・販売を禁止することは、差別的かつ不必要で

¹¹ パネル報告書の内容については、Newsletter 2011 年 8 月号にて紹介しておりますので、ご参照ください。

http://www.taalo-bakernet.com/j/newsletters/pdf/2011/Newsletter_201108_Tokyo_ITC.pdf

本ニュースレターに関する
お問い合わせ先

弁護士 末富 純子
+ 81 3 5157 2954
junko.suetomi@bakermckenzie.com

東京青山・青木・狛法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法
事務弁護士事務所
(外国法共同事業)

〒100-0014
東京都千代田区永田町 2-13-10
ブルデンシャルタワー
Tel + 81 3 5157 2700
Fax + 81 3 5157 2900
www.taalo-bakernet.com
www.bakermckenzie.com

あり、1994年ガット第3.4条、TBT協定第2条及びSPS協定の様々な規定に違反するとして協議要請をした案件です。インドネシアはクローブたばこの主要生産国であり、米国は、今回の禁止措置以前は、世界最大のクローブたばこの消費国でした。

2010年7月20日、パネルが設置され、ブラジル、EU、グアテマラ、ノルウェー、トルコ、コロンビア、ドミニカ共和国、メキシコが第三国として参加しました。

2011年9月2日、パネル報告書が加盟国に回章されました。¹²

パネル報告書の概要は以下のとおりです。

問題となっている措置はTBT協定、附則1.1上の「強制規格」(technical regulation)に該当する。その上で、インドネシアのTBT協定第2.1、2.2、2.5、2.8、2.9、2.10、2.12、12.3条違反の主張を検討した。

パネルは、本件禁止措置は、メントール味のたばこに比べてクローブたばこについて不利な扱いをしており、TBT協定第2.1条の内国民待遇に違反するとした。パネルは、クローブたばことメントール味のたばこを、風味があり若年者に受けることを考慮して、同条項の「同種の産品」(like products)に該当するとした。TBT協定第2.1条違反を踏まえて、パネルは、インドネシアの1994年ガット第3.4条違反の主張、米国の1994年ガット第20条(b)の抗弁についての判断を避けた。

パネルは禁止措置が不必要であったというインドネシアの2番目の主張を退けた。若年者の喫煙を減らすためにクローブたばこその他の風味のあるたばこを禁止することは十分な科学的根拠に基づくことを理由としている。

その他の主張については、TBT協定第2.9.2条(強制規格をWTO加盟国に通知する義務)、第2.12条(強制規格の公表から実施まで一定の期間を設ける義務)の違反は認められたものの、第2.5条(強制規格案についての説明義務)、第2.8条(性能から強制規格を定める義務)、第2.9.3条(強制規格案の詳細又は写しを加盟国に提供する義務)、第12.3条(発展途上国加盟国の開発上、資金上及び貿易上の特別のニーズを考慮する義務)の違反は退け、第2.10条(緊急時の通知義務)に基づく主張について判断することを避けた。

インドネシア及び米国の要請により、上訴期限は2012年1月20日まで延長されました。

(丁)

12 パネル報告書は、以下のリンクでご覧になることができます。

http://wto.org/english/tratop_e/dispu_e/406r_pdf_e.zip